

## 常勤役員報酬規程

### (目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び公益社団法人香川県畜産協会（以下、「本協会」という。）定款第26条第1項の規定に基づき、役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

2 本規程において常勤役員とは、理事のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。

### (報酬の種類及び通勤手当)

第2条 役員は無報酬とする。ただし、常勤役員の報酬は本給及び特別手当とし、年俸とする。

2 前項に定める報酬のほか、常勤役員には、通勤手当を支給することができる。

### (報酬の支払方法)

第3条 常勤役員の報酬は12等分し、その金額を通貨で、毎月直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

### (報酬の支給日)

第4条 常勤役員の報酬は、次により支給する。

① 1日から月末までの1ヵ月分をその月の21日に支給する。

② 通勤手当は、翌月21日までに支給する。

③ 支給日が休日のときは、順次前日に繰り上げる。

④ 支給日については、事情によって変更することができる。

### (報酬の決定基準)

第5条 常勤役員の報酬は、総会の決議によって定められた総額の範囲内において、香川県退職者の雇用に関する取扱いに準じ、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定する。

### (派遣役員の特例)

第6条 香川県から派遣された常勤役員の報酬等については、香川県との取決めによるものとする。

2 香川県から派遣された常勤役員に対しては、勤勉手当を支給する。勤勉手当の額については、香川県との取決めによるものとする。

### (通勤手当)

第7条 通勤手当を支給する場合には、通勤届を提出した者に対し、第7条によって支給する。

① 通勤経路は、その者の最も経済的かつ合理的と認められる経路とする。

② 新任・その他交通機関の運賃額の変更等があったときは、前項の規定によって算出した額を日割計算して支給する。

③ 当該月の欠勤・休暇の合計日数が勤務すべき日の2分の1を越える者に対しては、勤務した日数と勤務すべき日数との比率を通常の通勤手当額に乗じて算出した額を支給する。

(通勤手当の支給)

第8条 通勤手当の月額、本協会給与規程第14条の2(通勤手当)別表2に定める区分に応じて掲げる額とする。

(特別手当)

第9条 特別手当は、次に掲げた資格手当とする。

| 資格手当              | 月 額      |
|-------------------|----------|
| 獣医師または総括畜産コンサルタント | 20,000 円 |
| 畜産コンサルタント         | 10,000 円 |

(日割計算)

第10条 新たに常勤役員になった者には、その日から報酬(通勤手当及び特別手当を除く。以下この条について同じ。)を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 常勤役員が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(端数の処理)

第11条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長理事が別に定める。

## 附 則

1 この規程は、公益社団法人香川県畜産協会の設立登記のあつた日(平成25年4月1日)から施行する。

2 この改正は、平成26年4月1日から施行する。

3 この改正は、令和6年4月1日から施行する。

4 この改正は、令和6年6月11日から施行する。

5 この改正は、令和7年4月1日から施行する。